

隠岐支庁関係各局長
農林水産部・土木部関係各課長
各農林振興センター所長
各水産事務所長
土木部各地方機関の長

} 様

土木部技術管理課長

委託業務における受注者が警備業者との委託契約ができない場合で、
やむを得ず自社従業員による交通誘導を行う場合の取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり定めましたので、関係職員へ周知願います。
なお、各市町村へは別途参考送付しています。

記

1 対象業務

農林水産部及び土木部が発注する委託業務（建築工事に係るものを除く。）
であって、別添「適用業務一覧」で定める業務

2 内 容

平成 28 年 3 月 30 日付け技第 609 号「受注者が警備業者との委託契約が
できない場合で、やむを得ず自社従業員による交通誘導を行う場合の取扱い
について」の別紙の 1. ～ 6.（4.（3）を除く）の規定を準用する。

この場合において、1. の※の「受注者（元請け）」とあるのは「受注者」
と、1. の※の「下請け」とあるのは「再委託先」と、「4. 積算方法」と
あるのは「4. 積上げ計上する場合の積算方法」と、5. の※1の「主任技
術者（主任技術者の専任を要しない工事は現場代理人）」とあるのは「主任
技術者又は管理技術者」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 積算方法

別添「適用業務一覧」による。

4 適 用

平成 29 年 1 月 1 日以降に起案する発注業務

平成 29 年 1 月 1 日以降に変更指示する業務

5 その他

(1) 平成 29 年 1 月 1 日以降の設計・測量・調査等業務委託特記仕様書（案）
に追記します。

(2) 職員ポータルライブラリに以下の名称で登録します。

01-03-339【積算】自社従業員による交通誘導を行う場合の取扱いについて

適用業務一覧

・適用欄が「○」の業務が適用対象

基準区分	編又は所管課	項目	適用	積算方法			備考	
				交通誘導員を計上する費目		計上方法		
業務委託積算基準	第1編	測量業務	○	直接経費	安全費	安全費率又は積上げ		
	第2編	地質調査業務	○	間接調査費	安全費	積上げ		
	第3編	土木設計業務	×	—	—	—		
	第4編	調査、計画業務	洪水痕跡調査	○	直接経費	安全費	積上げ	
			河川水辺環境調査	×	—	—	—	
			水質採水作業	×	—	—	—	
			河川水質自動監視装置保守点検	×	—	—	—	
			水文観測	×	—	—	—	
	第5編	急傾斜地調査	測量業務	○	直接経費	安全費	安全費率又は積上げ	「第1編 測量業務」に準ずる
			地質調査業務	○	間接調査費	安全費	積上げ	「第2編 地質調査業務」に準ずる
			設計業務	×	—	—	—	「第3編 土木設計業務」に準ずる
	第6編	用地調査等業務	○	直接経費	作業費	積上げ	保安要員等が特に必要と認められる場合	
	第7編	下水道設計	×	—	—	—		
	第8編	港湾・漁港漁場整備	港湾設計等業務	×	—	—	—	
			港湾測量・調査等業務	○	直接経費 (潜水探査は、間接工事費の 共通仮設費)	安全費	積上げ	気象・海象調査、陸域環境調査、水理模型実験を除く
			港湾土質調査業務	○	間接調査費	安全費	積上げ	
			漁港漁場整備設計等業務	×	—	—	—	
			漁港漁場整備測量・調査等業務	○	直接経費 (潜水探査は、間接工事費の 共通仮設費)	安全費	積上げ	気象・海象調査を除く
			漁港漁場整備土質調査業務	○	間接調査費	安全費	積上げ	
	第9編	空港	設計業務	×	—	—	—	「港湾土木請負工事積算基準」等に準ずる
測量業務			○	直接経費	安全費	積上げ	「港湾土木請負工事積算基準」等に準ずる	
地質調査業務			○	間接調査費	安全費	積上げ	「港湾土木請負工事積算基準」等に準ずる	
第10編	農業農村整備	調査業務	○	間接調査費	安全費	積上げ		
		測量業務	○	直接経費	安全費	安全費率又は積上げ		
		設計業務	×	—	—	—		
		現場技術業務	×	—	—	—		
		記録映像制作業務	×	—	—	—		
		機能診断業務(調査)	○	間接調査費	安全費	積上げ	「第2章 調査」に準ずる	
		機能診断業務(設計)	×	—	—	—	「第4章 設計」に準ずる	
		用地測量業務	○	直接経費	安全費	安全費率又は積上げ	「第3章 測量」に準ずる	
用地調査業務	○	直接経費	作業費	積上げ	保安要員等が特に必要と認められる場合			
第11編	森林整備	測量業務	○	直接経費	安全費	安全費率又は積上げ	「第1編 測量業務」に準ずる	
		地質調査業務	○	間接調査費	安全費	積上げ	「第2編 地質調査業務」に準ずる	
		設計業務	×	—	—	—	「第3編 土木設計業務」に準ずる	
第12編	電気通信施設設計業務	×	—	—	—	「第3編 土木設計業務」に準ずる		
第13編	電気通信施設点検業務	○	直接経費	安全費	積上げ			
第14編	現場技術業務	×	—	—	—			
事業課所管基準	道路維持課	維持一括業務	×	直接工事費 [※]	安全費 [※]	積上げ [※]	突発的に対応する業務について証明書類の提出は困難であるため、適用しない	
	道路維持課	植樹管理業務	×	直接工事費 [※]	安全費 [※]	積上げ [※]	突発的に対応する業務について証明書類の提出は困難であるため、適用しない	
	道路維持課	除雪業務	×	—	—	—		
	道路維持課	橋梁点検業務	○	直接経費	安全費	積上げ		
	道路維持課	トンネル点検業務	○	直接経費	安全費	積上げ		
	道路維持課	シェッド・シェルター点検業務	○	直接経費	安全費として計上	積上げ	積算基準に安全費の記載はないが、橋梁・トンネル点検業務に準じて直接経費に安全費を計上	
	道路維持課	大型カルバート点検業務	○	直接経費	安全費として計上	積上げ	積算基準に安全費の記載はないが、橋梁・トンネル点検業務に準じて直接経費に安全費を計上	
	道路維持課	法面点検業務	○	直接経費	安全費として計上	積上げ	積算基準に安全費の記載はないが、橋梁・トンネル点検業務に準じて直接経費に安全費を計上	
	道路維持課	附属物点検業務	○	直接経費	安全費として計上	積上げ	積算基準に安全費の記載はないが、橋梁・トンネル点検業務に準じて直接経費に安全費を計上	
	河川課	河川維持管理業務	×	直接工事費 [※]	安全費 [※]	積上げ [※]	突発的に対応する業務について証明書類の提出は困難であるため、適用しない	
	河川課	ダム周辺維持管理業務	×	直接工事費 [※]	安全費 [※]	積上げ [※]	突発的に対応する業務について証明書類の提出は困難であるため、適用しない	
	砂防課	砂防修繕維持一括業務	×	直接工事費 [※]	安全費 [※]	積上げ [※]	突発的に対応する業務について証明書類の提出は困難であるため、適用しない	

※本通知の適用外であるが、交通誘導員を設計計上することは可能



技 第 6 0 9 号
平成28年3月30日

隠岐支庁関係各局長
農林水産部・土木部関係各課長
各農林振興センター所長
各水産事務所長
土木部各地方機関の長 } 様

土木部 技術管理課長

受注者が警備業者との委託契約ができない場合で、やむを得ず自社従業員による交通誘導を行う場合の取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり定めましたので、関係職員へ周知願います。
なお、各市町村へは別途参考送付しています。

記

1. 対象工事

農林水産部及び土木部が発注する建設工事（建築工事を除く）

2. 内 容

「別紙」のとおり

3. 適 用

平成28年4月1日以降起案する工事

平成28年4月1日以降変更（変更指示）する工事

4. その他

（1）平成28年4月1日以降の島根県公共工事共通仕様書特記事項に追記します。

（2）職員ポータルライブラリに以下の名称で登録します。

01-03-339【積算】自社従業員による交通誘導を行う場合の取扱いについて

受注者が警備業者との委託契約ができない場合で、やむを得ず自社従業員による交通誘導を行う場合の取扱い

1. 自社従業員*による交通誘導を行う場合の条件

- (1) 交通誘導を行う箇所が、公安委員会告示により認定された路線以外の箇所（交通誘導警備員Aの配置を要しない箇所）であること。
- (2) 交通誘導を行う自社従業員は、警備業法第14条で規定する以外の者であること。
- (3) 交通誘導業務に従事する時間内は、専任により当該業務に従事すること。
- (4) 交通誘導を行う自社従業員は、反射チョッキや交通腕章等を着用することにより、他者が交通誘導員として認識できるようにすること。

※自社従業員…受注者（元請け）の従業員。下請けの従業員は該当しない。

2. 警備業者との委託契約ができないことを証明する書類の提出

受注者から自社従業員による交通誘導を行うことの協議があった場合は、3社以上の警備業者との委託契約ができないことを証明する書類を提出させること。

なお、島後地区（隠岐の島町）においては1社以上とし、島前地区（海士町、西ノ島町、知夫村）においては不要とする。

3. 交通誘導員の配置計画の提出

- (1) 受注者から交通誘導業務の着手前に交通誘導員の配置計画を提出させる。
- (2) 配置計画に変更が生じた場合は、受注者から変更理由を付して変更の配置計画を提出させる。
- (3) 受注者が「交通誘導に起因し第三者に与えた損害」について補償ができる保険に加入しているか、その有無を配置計画に記載させること。

4. 積算方法

- (1) 設計計上する職種は、「交通誘導警備員B」とする。
- (2) 設計計上する数量は、配置人員×必要日数（時間）とする。
- (3) 「建設工事積算基準第I編第2章2-5（2）⑨1）交通誘導警備員の積算」の計上区分による補正は行わない。
- (4) 設計変更する場合は、配置人員については、受注者から提出された配置計画に基づき行うこととし、また、必要日数については、配置計画毎の実績日数（実績時間）により行うこととする。

<積算例>

配置計画パターン1（3人）×実績日数（3日4時間）＝3×（3+4/8）＝10.5人
 配置計画パターン2（2人）×実績日数（4日）＝2×4＝8.0人

計（交通誘導警備員B）18.5人

5. 実績の確認方法

交通誘導業務に従事した日時（時間帯）及び配置場所を記載した日報^(※1)、及び交通誘導業務に従事した状況を確認できる写真^(※2)を受注者から提出させ、配置状況及び従事した日数（時間）の実績の確認を行う。

※1…主任技術者(主任技術者の専任を要しない工事は現場代理人)の確認印を押印したもの

※2…配置状況を確認できる1日1枚以上の写真

6. その他

交通誘導の作業が連動する（分離不可の作業）一連の区間内において、自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は、労働者派遣法^{*}に違反するので、行わせてはならない。



図のように自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は不可

※労働者派遣法

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和60年7月5日法律第88号、最終改正:平成27年9月18日法律第73号)

第2条

1 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

第4条

何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

2 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

3 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節並びに第二十三条第二項、第四項及び第五項において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務